

23 指定病院等の不在者投票の外部立会人等に関する調

市町名	外部立会人名簿の登録者数	指定病院等の数					外部立会人を採用した指定病院等の数					外部立会人を採用せず市町選管職員等の派遣による確認を行った指定病院等の数
		病院	老人ホーム	身体障害者支援施設	その他	計	病院	老人ホーム	身体障害者支援施設	その他	計	
福井市	17	28	18	2		48	2	3	2		7	
敦賀市	13	7	6			13					0	
小浜市	12	2	4	1	1	8					0	
大野市	9	1	4		1	6		1		1	2	
勝山市	5	5	2	2		9	1		2		3	
鯖江市	5	9	4	2		15			2		2	
あわら市	20	3	7	1		11		1			1	
越前市	25	7	10	1		18		2	1		3	
坂井市	26	7	5			12					0	
市計	132	69	60	9	2	140	3	7	7	1	18	0
永平寺町	7	1	3			4		1			1	
池田町						0					0	
南越前町	4					0					0	
越前町	13	2	6	2		10	1	3	2		6	
美浜町	4		1			1					0	
高浜町	16	2	1			3		1			1	
おおい町	11	1	1			2	1				1	
若狭町	20	3	1			4					0	
町計	75	9	13	2	0	24	2	5	2	0	9	0
県計	207	78	73	11	2	164	5	12	9	1	27	0

24 臨時啓発事業実績

1 重点事項

○18歳選挙権を踏まえた啓発

70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられ、今回の選挙から18歳以上が投票できることから、新有権者を含む若い有権者および家族に重点を置いた啓発活動を実施する。

○民間企業とタイアップした啓発

投票率アップに向け、民間企業の協力を得て社員向けの啓発活動および顧客向けの啓発物配布を実施

2 明るい選挙推進啓発キャッチフレーズ・標語

「ふるさとの未来を決める投票日」(平成27年度金賞受賞作品)

3 実施内容

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
1 街頭等における啓発			
(1) 一日選挙管理委員による啓発	・「一日選挙管理委員」が候補者に対して 明るい選挙の実践を要望	6月23日(金)	県庁、立候補者事務所
(2) 県内のショッピングセンターにおける啓発	・県内2つ(嶺北1、嶺南1)のショッピングセンターにおいて、選管委員、明推協委員、CEPT等が参加し、投票を呼びかけ(啓発物を配布)	7月3日(日)	福井市(エルパ) 敦賀市(7ル・プラザ敦賀)
	・市町の選挙管理委員会がショッピングセンター等において、投票を呼びかけ(啓発物を配布)	6月22日(水) ～7月10日(日)	全県下
(3) 高校啓発の実施	・選挙公報や啓発用割り箸を学生食堂・売店に設置	〃	県内高校
	・高校生が作成した啓発チラシを各学校等へ掲示	〃	
	・高校3年生に対し、投票を呼び掛けるケースに入った消しゴムを配布	〃	
(4) 大学キャンパスでの啓発	・選挙公報、啓発用割り箸、卓上広告塔を学生食堂・売店に設置	〃	県内大学等
	・県内学生が最も集まるふくい学生祭でCEPTおよび県選管が投票を呼びかけ(啓発物を配布)	6月25日(土)	〃 坂井市(芝政ワールド)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
(5) J R 福井駅における啓 発	・ <u>J R 福井駅において、高校書道部が書道 パフォーマンスによる投票呼びかけおよび 選管委員、明推協委員、C E P T 等が参加 し、投票を呼びかけ（啓発物を配布）</u>	6 月 18 日（土）	J R 福井駅
2 報道機関等を利用による啓 発			
(1) テレビスポット放送 ラジオスポット放送 映画館スポット広告	・ スポット CM を制作し、テレビ（FBC、ftb） やラジオ（FBC ラジオ、FM 福井等）で放 送し、映画館でも上映	6 月 22 日（水） ～ 7 月 10 日（日）	全県下
(2) 新聞への広告掲載	・ 地元紙（福井新聞、日刊県民福井）に広 告を掲載	〃	〃
(3) 県広報媒体による啓発	・ 県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県 からのお知らせ等、新聞各紙での広報	〃	〃
(4) 報道機関への啓発協力 依頼	・ NHK、民放、CATV への啓発協力依頼	〃	〃
(5) フリーペーパーへの広 告掲載	・ フリーペーパー（ファミリー）に広告を 掲載	〃	〃
(6) 視聴者参加番組での広 報	・ f t b おかえりなさ〜い街角メッセージ に出演し、投票参加をよびかけ	7 月 1 日（金）	〃
	・ F B C おじゃまっテレみんなの伝言板に 出演し、投票参加をよびかけ	7 月 8 日（金）	〃
3 啓発資材の配布、掲示に よる啓発			
(1) 公共施設等掲示用ポス ターの掲示	・ 県および市町の公共施設 ・ 私立保育園・幼稚園、大学、金融機関、 J A、各種団体、コンビニ、小売店等に 掲示（362 社・施設）	6 月 22 日（水） ～ 7 月 10 日（日）	〃
(2) 電車、バス車内吊り用 ポスターの掲示	・ 鉄道（J R、えちぜん鉄道、福井鉄道）、 バス（福鉄バス、京福バス、フレンドリ ーバス）の車内に掲示	〃	〃
(3) 啓発物の配布	・ 投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時 に配布する チラシ、ティッシュ、クッキー、風船、 クリアファイル	〃	〃
	・ 啓発文を記載した箸袋に入った割り箸を コンビニ、企業の社員食堂、大学や高校 の食堂や売店に設置	〃	〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
(4) 公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発	・ 福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用	6 月 22 日 (水) ～ 7 月 10 日 (日)	福井競輪 三国競艇
4 広報車等による啓発			
(1) 啓発用テープ等の作成、配布	・ 広報車による巡回啓発を実施 各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼	6 月 22 日 (水) ～ 7 月 10 日 (日)	全県下
(2) すまいるバス車内 CM	・ すまいるバスにおける映像、車内 CM による啓発	〃	福井市
(3) タクシー等へのステッカー掲示	・ タクシー、自動車学校教習車、県公用車にステッカーを掲示	〃	全県下
5 懸垂幕の掲出等			
(1) 書道パフォーマンス作品掲示	・ 高校書道部による作品をアオッサアトリウムに掲示	6 月 20 日 (月) ～ 7 月 10 日 (日)	福井市
(2) 吊り看板	・ J R 福井駅改札上に吊り看板を設置	6 月 22 日 (水) ～ 7 月 10 日 (日)	〃
(3) 電光ボードの活用	・ J R 福井駅西口のハピリンビジョンの活用	〃	〃
(4) バスロケーション施設の活用	・ J R 福井駅西口バス停施設へのポスター掲示	〃	〃
(5) コンビニレジ画面の活用	・ コンビニのレジ画面に投票を呼びかける画面の掲示	〃	全県下
6 選挙公報による啓発	・ 選挙公報の空きスペースを活用した広報	〃	全県下
7 インターネットによる啓発			
(1) YouTube、ホームページの活用	・ テレビスポット CM を県の HP・Y o u T u b e で公開 ・ 県のメールマガジンを利用した選挙啓発 ・ 企業の HP への選挙のバナーの掲示 (14 社) および県 HP へのリンクを依頼	6 月 22 日 (水) ～ 7 月 10 日 (日) 〃 〃	〃 〃 〃
(2) オープンアプリ等の利用	・ <u>投票所、期日前投票所において、新有権者が県と県情報システム工業会が共同作成するオープンアプリを活用して、「初選挙」の記念となる写真撮影を行えるようにする。</u>	〃	〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
(3) フェイスブック等の活用	・ C E P T のフェイスブックにおいて、県内大学生が「カウントダウン・リレー」形式で投票呼びかけを実施	6 月 22 日（水） ～ 7 月 10 日（日）	全県下
8 その他	・ 量販店、各種団体等に啓発協力を依頼（啓発放送、買物レシートへの広告掲載等）	6 月 22 日（水） ～ 7 月 10 日（日）	全県下
(1) 民間への協力依頼	・ 企業に対し、社員およびその家族への投票呼びかけ、ポスター掲示、バナー掲示、社員食堂への啓発割り箸設置を依頼	〃	〃
	・ 県内コンビニエンスストアにおいて弁当購入者に啓発用割り箸を配布	〃	〃
	・ 企業に対して、社員への投票日の周知と投票参加の呼びかけを文書で依頼（従業員概ね 100 人以上の企業約 300 社）	〃	〃
(2) 啓発標語の活用	・ 平成 2 7 年度明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語金賞受賞作品 「ふるさとの 未来を決める 投票日」	〃	〃
(3) 啓発ポスターの活用	・ 平成 2 7 年度明るい選挙啓発ポスター中学校の部金賞受賞作品	〃	〃
(4) 啓発ソングの活用	・ 啓発ソング「正義のヒーロー」の C D を活用	〃	〃
(5) 庁内放送による啓発	・ 庁内放送、庁内 L A N 掲示板等による投票参加の周知	〃	県庁
(6) 高校放送部による啓発	・ <u>高校の放送部に依頼し、校内放送等による投票参加・選挙運動の注意事項の周知</u>	〃	高校

※ _____ は、今回、新規もしくは拡充して取組んだ項目

※ 各種啓発には福井県明るい選挙イメージキャラクター「めいすいサウルス（福井県のご当地めいすいくん、H 2 4 誕生）」を活用

25 福井県選挙管理委員会委員長談話

(1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、参議院議員通常選挙の投票日を7月10日とする旨の公示がなされました。今回の通常選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持っています。

そのような中、今回の通常選挙から、選挙権年齢が満18歳以上へ引下げられ、本県においても18歳、19歳の若者15,923人が新たに有権者に加わるることとなるほか、選挙人名簿の登録制度の見直しや投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲が、幼児、児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大されるなど有権者の投票環境の向上が図られています。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識されて、選挙公報や政見放送をはじめ、演説会やインターネットによる選挙運動等を通じて、候補者の人柄や政見、政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

また、投票日当日に、学校や仕事、旅行などで投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たって、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力をいただきますようお願いします。

平成28年6月22日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎

(2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第24回参議院議員通常選挙の投票日です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県明るい選挙推進協議会や市町と一体となって、「ふるさとの 未来を決める 投票日」をキャッチフレーズに、投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。

特に、今回の選挙から、選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられたことから、県内の大学、短大、専門学校等での啓発チラシの配布や県内の学生が一堂に集う「ふくい学生祭」での啓発、18歳の若者による一日選挙管理委員や三国高等学校および仁愛女子高等学校の書道部による選挙啓発書道パフォーマンスのほか、投票所で記念撮影用写真フレームを入手できる投票記念アプリの開発・配布などを通して新有権者を含む若い有権者に重点を置いた啓発活動を行い、投票参加を積極的に呼びかけました。

また、今回の選挙から、選挙人が同伴して投票所に入ることができる子どもの範囲が、幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大され、家族みんなで投票に行くことができるようになりました。

有権者の皆様におかれては、選挙の大切さを十分認識されて、一人でも多く投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党等に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

最後に、本日の投・開票事務に従事される市町選挙管理委員会の皆様におかれましては、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いします。

平成28年7月10日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎